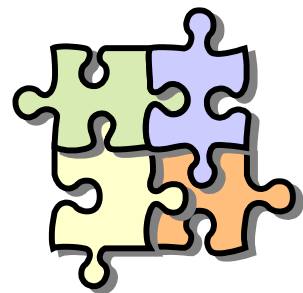


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第8回会議資料

日時：平成15年6月27日（金）午後1時30分から

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第8回会議次第

日時：平成15年6月27日（金）13：30～

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第32号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

報告第33号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第34号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

報告第35号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

(2) 継続協議事項

協議第19号 一部事務組合等の取扱い（その2）について

協議第20号 使用料・手数料等の取扱い（その3）について

協議第21号 公共的団体等の取扱いについて

協議第22号 補助金・交付金等の取扱い（その1）について

協議第23号 各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

協議第24号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

(3) 新規協議事項

協議第25号 行政連絡機構等の取扱いについて

協議第26号 各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

4 その他

(1) 第9回会議の開催日時について

5 閉会

報告第 3 2 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員について、変更があったので別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

合併協議会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
規約第7条第1項 第4号委員 学識経験者	今 井 正 次	渡 部 仁 志	H15. 6. 1 辞任願いによる学識経験 者の変更

新市建設計画策定小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第3条 第3号委員 学識経験者	今 井 正 次	渡 部 仁 志	H15. 6. 1 辞任願いによる学識経験 者の変更

報告第 33 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成15年6月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

新市名候補選定小委員会 第6回委員会報告書

開催日時：平成15年6月7日（土）午前9時30分～10時7分

開催場所：小松町役場 別館2階ホール

出席委員：委員8名中8名出席

1 委員の変更について

西条市議会議員選挙により、議会構成がされ、議会選出委員として井上豊實氏が再任。

2 委員長選出について

委員長 井上豊實（西条市議会選出委員）

3 審議事項① 新市の名称候補選定作業方法について

1 第1次選定

委員が、応募作品の中から、選定基準に基づき、新しい市の名称としてふさわしいと考えられる名称を**10作品以内**に選定し、選定されたすべての作品を候補とする。

（具体的選定作業）

- ① 募集締め切り後、事務局において新市名公募作品をとりまとめた「名称の種類一覧表」（付属資料の案1、案2、P.1，2参照）を作成する。
- ② 事務局は、委員へ「名称の種類一覧表」と「新市の名称第1次選定用紙」（付属資料P.3参照）を郵送等により**6月27日まで**に配付する。
- ③ 委員は、「名称の種類一覧表」を参考として、選定基準に基づき、新しい市の名称としてふさわしいと考えられる**10作品以内**を選定する。委員は、選定した10作品以内を「新市の名称第1次選定用紙」に記載し、事務局へ郵送等の方法により**7月4日まで**に提出する。
- ④ 委員から提出された第1次選定作品は、事務局において「第1次選定結果一覧表」（付属資料P.4参照）を作成し、とりまとめ作業を行う。

（最大80作品選定）

2 第2次選定

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議又は投票により、**10作品程度**を選定する。

（具体的選定作業）

- ① 第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議により、10作品程度を選定する。
- ② 協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で10作品程度に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

3 最終選定

第2次選定により選定された10作品程度の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する**5作品程度**を選定する。

（具体的選定作業）

- ① 第2次選定により選定された10作品程度の中から、委員の協議により、協議会へ提案する5作品程度を選定する。
- ② 協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で5作品程度に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

4 協議会への報告

最終選定により選定された新市名候補5作品程度は、作品ごとに小委員会としての「選定理由」等を付して報告書を作成し、協議会へ報告する。

《意見》

- ＊ 小委員会委員でそれぞれ10作品を選んだりしないで、6月27日までに小委員会で10作品を選定してはどうか。
- ＊ 選定に係る時間も十分あり、適正な選定ができるようになっているので、事務局案で進めていってかまわないと考える。
- ＊ 少し時間がかかりすぎると思われるが、事務局案で良いと考える。

《審議結果》

- ＊ 原案どおりの選定作業方法により、今後進めていくことで全員異議なく一致。

4 その他

(1) 第7回小委員会の開催日程について

日 時	平成15年7月16日(水) 13:30～
場 所	西条市役所 5階大会議室

新市名候補選定スケジュール

小委員会回数	開催日等	内 容
第4回	平成15年 2月27日	①新市名候補選定スケジュールについて ②新市の名称募集要項について ③新市の名称候補選定基準について
第5回	平成15年 3月15日	①新市の名称募集要項について ②新市の名称候補選定基準について
—	平成15年 4月18日 平成15年 5月19日	公募準備（ポスター・チラシ作成等）
—	平成15年 5月20日	新市名公募開始
—	平成15年 6月20日	新市名公募締切
第6回	平成15年 6月 7日	①新市の名称候補選定作業方法について
—	平成15年 6月下旬	公募状況報告
—	平成15年 7月上旬	新市の名称候補の選定（第1次選定）
第7回	平成15年 7月中旬	①新市の名称候補の選定（第2次選定） ②懸賞の贈呈方法について
第8回	平成15年10月上旬	①新市の名称候補の選定（最終） ②新市名候補選定小委員会報告書について

報告第 3 4 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会
報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会会議
の内容について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

新市の事務所の位置検討小委員会 第5回委員会報告書

開催日時：平成15年5月28日（水）午後4時00分～5時00分

開催場所：丹原町文化会館小ホール

出席委員：委員12名中11名出席

1 審議事項① 事務所の事務の方式について（継続審議）

《意見》

- ＊ 本庁舎を建設するまでの間は総合支所方式をとって、円滑に事務を進めることが良いと考える。
- ＊ 本庁方式は現在の既存の施設の位置やスペースの問題で、対応は無理である。市民サービスの窓口を残した総合支所方式が望ましい。
- ＊ 住民は合併でサービスが低下するのではないかという不安を持っている。不安を取り除くためにも総合支所方式が望ましい。
- ＊ 合併の効果を考えると本来は本庁方式だが、新しい庁舎が建つまでは総合支所にすべきである。
- ＊ 住民の多くの方から、すぐにも新庁舎が建って、どこに建つかという質問をよくされる。遠くなるという不安を持っている。又、協議している内容が十分に伝わっていないように思う。不便さやサービス低下を補うためには総合支所方式が良い。
- ＊ 総合支所方式には賛成だが、そのままにすると合併効果であるリストラが進まないことになる。早い時期に新庁舎を建設して、本庁方式に移行すべきであるという意見をつけさせてほしい。合併協議の内容があまり住民の皆さんに伝わっていない。そのため、合併に不安を持っている人が多いのではないか。広報、PR活動をもっと活発にして、合併協議の内容を具体的にわかりやすく伝えるようにしてほしい。
- ＊ 合併後の一体性の確保という点からすると本庁方式が良いと考えているが、現在の状況を考えると当面は総合支所が良いと考えている。
- ＊ 分庁方式をとらなくても対応が可能であるということです。新しい庁舎が建つまでは総合支所方式で行くべきであると考えている。
- ＊ 合併は一つのリストラであるという考え方をしている。合併効果の一番出る方法は本庁方式である。しかし、住民サービスの維持という点との折り合いを考えなければならない。現実の問題としては総合支所方式で急激な変化を避けることが望ましい。
- ＊ 管理部門が一箇所に配置出来るならば、総合支所方式で行くべきだと考える。

《審議結果》

- ＊ 事務所の事務の方式は「総合支所方式」とする。

2 審議事項② 庁舎の建設の是非について（継続審議）

《意見》

- ＊ 将来的には本庁方式にしてリストラをすべきであり、１０年以内に新庁舎を建設すべきである。
- ＊ 庁舎建設によって効率化を図るべきである。合併特例債を利用して新庁舎を建設すべきである。
- ＊ 庁舎建設は必要である。しかし、問題は時期である。特例債は利用すべきだが、住民サービスの充実が優先されるべきであって、大きな庁舎が今すぐ必要ないのであれば、ぎりぎりまで待って、それまでは、新市で財政力を充実させ、新市が十分にやっていけるぞという自信が持てるように頑張るべきである。
- ＊ 建てることには賛成だが、闇雲に特例債を使うことは考えなければならないと思う。限られた財源の中では、外にもっと使うことがあるのではないかなと思う。余り、急ぐことはないと思う。
- ＊ 新庁舎建設は無駄ではないかという意見もあるが、合併の効率化、住民の利便性を考えて、１０年以内に合併特例債を使って、建てるべきである。
- ＊ 実際に新庁舎を建てるかどうかの判断は今の財政状況や住民の意見に左右されるので、現時点での明確な判断は非常に難しい。しかし、建設することを新市建設計画に盛り込み、１０年間の間に研究をしていかなければならない。
- ＊ 建設計画に位置付けておくべきである。場所や時期は１０年の間に経済の状況、社会動向、市民の声を十分検討し、時期を決めればいいのではないかなと思う。
- ＊ 一つの市となるという新市の一体性の点から、新市建設計画に位置づけるべきであると思う。場所、時期は新市の考え方において検討することとし、有利な合併特例債を使えるという道は残しておくべきではないかなと考える。
- ＊ 基本的には新しい市が出来て、体制が整ってから住民の意見も踏まえ建設の時期を決定すべきであると考えている。ただ、補助制度も無く財源がない状況では、特例債を使わざるを得ない。そのためには、新市建設計画に位置づけをしておかなければならないと思う。
- ＊ 建設すべきである。財政的に有利な条件の特例債は利用すべきである。

《審議結果》

- ＊ 庁舎は建てるべきである。新市において、合併特例債の適用が受けれる１０年以内に建設する。

3 審議事項③ 事務所の位置について

《意見》

特になし

《審議結果》

継続審議となった。

4 その他

(1) 第6回小委員会の開催日程について

日時：平成15年 6月21日(土)午後4時から

場所：西条市役所5階会議室

報告第 3 5 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告に
ついて

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会会議の内容
について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

新市建設計画策定小委員会 第11回委員会報告書

開催日時：平成15年6月7日（土）午後1時30分～2時40分

開催場所：小松町役場 別館2階ホール

出席委員：委員12名中10名出席

1 報告事項① 委員の変更について

事務局より、次のとおり委員の変更について報告した。

区 分	変更前	変更後	変更の理由
小委員会規程第3条第1項第3号委員 (学識経験者)	今 井 正 次	渡 部 仁 志	平成15年6月1日 辞任願いによる学識経験者の変更

2 審議事項① 新市建設計画（素案）について

別添「新市建設計画（素案）」のとおり

《意見》

- ＊ 委 員：県の都市計画区域マスタープラン策定専門部会において、当地域の都市計画区域の線引きを廃止する方針が出され、来年度から実施されるような話があったが、この計画にはどのように反映させているのか。
- ＊ 委 員：構造改革特区の推進という記述があるが、これについては地域性に合ったものを求めるべきだと思う。具体的にはどのような規制に関する特区を想定しているのか。
- ＊ 委 員：新市の施策の中で、周桑病院についての記述がない。防災対策については書かれているが、災害が起きたとき病院との連携が重要となるため、医療体制の充実について記述するべきである。合併したら新市の病院になっていくはずであるから病院を名指して、主要事業に載せるべきだと思う。検討して欲しい。

- ＊ 委 員：6つの体系ごとでかまわないので概算事業費を示して欲しい。
- ＊ 委 員：「新庁舎を建設する」と記述されているが、事務所の位置検討小委員会で新庁舎の位置がある程度決まらないと、まち全体の計画が決まらないのではないか。
- ＊ 委 員：今後のスケジュールはどのようなになっているのか。

《審議結果》

- ＊ 事務局において指摘事項に対する検討を行い、修正案を次回の小委員会で審議することとした。

3 次回会議の開催日程について

(1) 日 時 平成15年6月21日(土) 13時30分～

(2) 場 所 西条市役所 5階大会議室

協議第19号（継続協議）

一部事務組合等の取扱い（その2）について

一部事務組合等の取扱い（その2）について、次のとおり確認を求める。

平成15年6月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

一部事務組合等の取扱い（その2）について
新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

一部事務組合等の取扱い（その２）について
愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。
愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

※付属資料（その１） P. １～１７参照

協議第 20 号（継続協議）

使用料・手数料等の取扱い（その 3）について

使用料・手数料等の取扱い（その 3）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その 3）について
施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

※付属資料（その 1）P. 18～44 参照

協議第 2 1 号（継続協議）

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

※附属資料（その 2）P. 1 ～ 4 参照

協議第 2 2 号（継続協議）

補助金・交付金等の取扱い（その 1）について

補助金・交付金等の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

補助金・交付金等の取扱い（その 1）について
補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2 市 2 町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2 市 2 町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。

※付属資料（その 2）P. 5～4 1 参照

協議第 2 3 号（継続協議）

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて
一般家庭用ごみ袋配付 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 （1）可燃ごみ袋は、1 世帯大 1 1 0 枚とする。ただし、5 人以上の世帯は、希望により 3 0 枚追加して配付する。 （2）不燃ごみ袋は、1 世帯大 2 0 枚とする。 （3）粗大ごみ処理券は、1 世帯 1 0 枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。 ごみの収集 ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて
環境美化事業 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。 最終処分場 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

※付属資料（その2）P. 42～48参照

協議第 2 4 号（継続協議）

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて	
1	広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。
2	広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。
3	市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。
4	ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。
5	市勢要覧については、新市において作成する。
6	広聴事業については、合併時に調整する。
7	まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。
8	CATV については、現行のまま新市に引き継ぐ。

※付属資料（その 2）P. 4 9～5 3 参照

協議第 25 号

行政連絡機構等の取扱いについて

行政連絡機構等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

行政連絡機構等の取扱いについて
自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。 広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。 1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

※付属資料（その 3）P. 1～2 参照

協議第 26 号

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて
1 水道事業 （１）水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （２）水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （３）加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000 円とする。 （４）手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 （５）西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。 2 下水道事業 （１）公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 （２）下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

（３）受益者負担金等について

- ① 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
 - ② 納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。
 - ③ 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。
- （４）生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- （５）水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。
- （６）西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとす。

※付属資料（その３）P. ３～１５参照

協議第 27 号

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

※付属資料（その 3）P. 16～21 参照

4 その他

(1) 第9回会議の開催日時について

日 時：平成15年7月25日（金）午後1時30分から

場 所：西条市役所 5階大会議室